様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２５年４月４日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃえぬえすあい  一般事業主の氏名又は名称株式会社エヌエスアイ  （ふりがな）さとう　ゆたか  （法人の場合）代表者の氏名 佐藤　豊  住所　〒942-0063  新潟県上越市下門前２３５６番地  法人番号　6110001019320  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社エヌエスアイ  ＤＸ宣言書 | | 公表日 | ２０２４年１２月１３日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社エヌエスアイ ホームページにて公表  ＤＸ宣言書  <https://net-nsi.co.jp/dx.html>  　◆ＤＸビジョン | | 記載内容抜粋 | 当社は、経営理念「私たちは真のシステムインテグレータとして、技術で未来を作り、持続可能な社会の構築に貢献する」ために、ＤＸ宣言書を作成しました。業務プロセスの効率化や顧客価値の向上を目的としております。  ＤＸビジョン  　◆社内で蓄積されたノウハウを活用し、新しい技術を取  り入れることで、更なる技術者集団を創出します。  　◆社内の業務効率化や人材育成・確保の取り組みを進め  ることで、新しいＤＸサービスを生み出します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社エヌエスアイ  ＤＸ宣言書 | | 公表日 | ２０２４年１２月１３日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社エヌエスアイ ホームページにて公表  ＤＸ宣言書  <https://net-nsi.co.jp/dx.html>  　◆ＤＸ戦略・施策 | | 記載内容抜粋 | ＤＸ戦略・施策  　●これまでのＤＸ施策を振り返り、更なる業務効率化を実施  　●プラットフォームの強化  　　・各部署向けに、生成AIを活用した業務効率化計画  を策定・実施  【生成ＡＩ活用例】  　技術部：プログラムコードの自動生成  　　　　　プログラムコードのレビュー支援  　営業部：営業活動に関わるデータの分析  ・お客さまへのＤＸ支援に向けた計画を策定・実施  するため、生成ＡＩを活用した新しいサービスを  創出  　●人材育成の強化  　　・自社内のソフトウェア等をより活用できるよう、  　　　定期的な勉強会やワークショップを実施 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社エヌエスアイ ホームページにて公表  ＤＸプラン・推進体制  <https://net-nsi.co.jp/dx.html>  　◆ＤＸ推進体制 | | 記載内容抜粋 | ＤＸ推進プロジェクト  ●実務執行統括責任者＝佐藤豊  ●推進責任者＝佐藤忠  ●推進リーダー  本社＝今井崇  総務＝小山一輝  群馬＝根本茂典  ・ＤＸの方向性の提示、提案・報告、取り組み周知、意  見収集の役割分担  ・新しいデジタル技術（RPA、生成AI等）やデータを活用  できる人材を育成  ・SNS・HP等を活用し、周囲を巻き込んで成果を出せる人  材の採用を強化 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社エヌエスアイ ホームページにて公表  ＤＸプラン・推進体制  <https://net-nsi.co.jp/dx.html>  　◆ＤＸプラン | | 記載内容抜粋 | ●短期目標：  　・全部署でのアナログ作業をデジタル変換する計画  を策定・実行し良かった点、課題等を抽出  抽出した課題を優先付けし、課題解決に向けた計画  を策定・実行  ●長期目標：  　・ファイルサーバー内に次世代型検索機能を実装  　・新しいデジタル技術（ＲＰＡ、生成ＡＩ等）やデー  タを活用できる人材を育成 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社エヌエスアイ  ＤＸプラン・推進体制 | | 公表日 | ２０２４年１２月１３日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社エヌエスアイ ホームページにて公表  ＤＸプラン・推進体制  <https://net-nsi.co.jp/dx.html>  　◆ＤＸプラン | | 記載内容抜粋 | 短期目標：～２０２５年１２月  　社内の課題解決に向けた計画策定および実施完了  長期目標：～２０２６年１２月  　お客さまへのＤＸ推進サービスの創出  　技術者集団の育成・創出 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年１２月１３日 | | 発信方法 | 株式会社エヌエスアイ ホームページにて公表  ＤＸ宣言策定ページ  <https://net-nsi.co.jp/dx.html> | | 発信内容 | ＤＸ宣言策定ページにおいて、当社代表取締役社長がＤＸ戦略について、以下の内容で発信。  これまで培ってきたノウハウを最大限に活用し、新たなデジタル技術を取り入れることで、より強固な技術者集団を育成するとともに、業務効率化や人材育成を通じて新しいDXサービスを生み出してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年１２月頃　～　継続実行中 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標」による自己分析を実施  　●ＤＸ推進指標自己診断フォーマットの提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年１０月頃　～　継続実行中 | | 実施内容 | ◆ＩＴ－ＢＣＰによる対策強化  ◆不正アクセス対策強化  ◆生成ＡＩを活用した業務効率化  ◆新しいデジタル技術やデータを活用できる人材を育成  ◆情報リテラシーアンケート実施による教育 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。